

建設環境委員会記録（速報版）

令和7年12月9日開催

付議事件

1 第90号議案 府中市下水道条例の一部を改正する条例

○奈良崎久和委員長 付議事件1、第90号議案 府中市下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当者から御説明をお願いします。どうぞ。

○奥 恵一下水道課長補佐 おはようございます。ただいま議題となりました第90号議案府中市下水道条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。近年の下水道施設の老朽化や物価上昇に伴う維持管理費の増加等に加えて、令和8年4月には、毎年東京都に支出している流域下水道維持管理負担金の増額が見込まれるなど、本市の下水道事業経営を取り巻く環境はますます厳しい状況になります。このことから、府中市下水道事業経営戦略等検討協議会による検討結果を踏まえ、本市の安定した下水道事業経営を維持していくため、本案は下水道使用料を見直すものでございます。

それでは、改正内容につきまして、議案書に基づき御説明申し上げますので、恐れ入りますが、システムの2ページをお願いいたします。

条例第19条の別表第1は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じて算定するために定めているものでございます。この算定した額に100分の110を乗じて得た額を下水道使用料としております。本案は、一般汚水にかかる料率を見直すものであり、左側は「改正後」、右側は「改正前」を記載しております。なお、排出量の区分については変更はございません。

初めに、10立法メートル以下の分につきましては、月当たりの額を266円から342円に改めるものでございます。

次に、10立法メートルを超える20立法メートル以下の分につきましては、月当たりの額を1立方メートルにつき56円から63円に改めるものでございます。

次に、20立法メートルを超える50立法メートル以下の分につきましては、月当たりの額を1立方メートルにつき76円から86円に改めるものでございます。

次に、50立法メートルを超える100立法メートル以下の分につきましては、月当たりの額を1立方メートルにつき95円から108円に改めるものでございます。

次に、100立法メートルを超える200立法メートル以下の分につきましては、月当たりの額を1立方メートルにつき116円から131円に改めるものでございます。

次に、200立法メートルを超える500立法メートル以下の分につきましては、月当たりの額を1立方メートルにつき141円から160円に改めるものでございます。

次に、500立法メートルを超える1,000立法メートル以下の分につきましては、月当たりの額を1立方メートルにつき166円から188円に改めるものでございます。

次に、1,000立法メートルを超える分につきましては、月当たりの額を1立方メートルにつき192円から218円に改めるものでございます。

システムの3ページに移りまして、最後に付則でございますが、第1項は施行期日を定めた規定で、令和8年10月1日から施行するものでございます。

次に、第2項及び第3項は経過措置をそれぞれ定めた規定で、第2項は改正後の別表第1の規定は、施行日以後の一般汚水の排出に係る使用料について適用し、施行日前の当該排出に係る使用料については、なお従前の例にするものでございます。

第3項は、下水道使用料が2か月を算定期間としているために規定するものでございます。本案の施行日を境に、施行日前と施行日以後の使用料が適用される場合について

は、当該一般汚水の排出量を日々均等に排出したものとみなして算定することを定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○奈良崎久和委員長 説明が終わりました。これより質疑・意見を求めます。大室委員。

○大室はじめ委員 御説明ありがとうございました。3点ほど質問をさせていただければと思います。

まず、料金改定によって確保される財源の使途についてですけれども、老朽化した下水道施設の更新や耐震化、災害対応力の強化など、追加財源というのをどの分野に優先的に充てるのか、具体的な活動方針を伺います。

2点目ですが、料金改定に合わせて経営の効率化、例えば管路の延命化やＩＣＴの活用や維持管理手法の改善などはどのように進める計画かをお聞かせください。

3点目ですが、市として東京都に対して負担金の算定方式や将来見通しの提示など、どのような点を要望してきたのか、協議の経緯を伺います。

以上お願いします。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。お願いします。

○奥 恵一下水道課長補佐 順次お答えいたします。

まず、最初の使用料改定による財源の活用方針等でございますが、下水道事業については、雨水は公費である一般会計から、汚水は私費である使用料から賄う原則となっております。そのため使用料については、維持管理費であったり、東京都へ支払う汚水処理に係る維持管理負担金、あとは企業債の利息などに充当してまいります。一方で、主に老朽化、耐震化などの資産となる経費については、国や東京都の補助金であったり企業債などで賄っておるところでございます。今後については、下水道施設改築基金等を活用いたしまして、安定した下水道事業経営を基盤とした上で、計画的に施設の維持管理を実施するとともに、老朽化対策であったり、地震対策などの事業についても引き続き着実に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、今後の経営効率化といったところの御質問でございますが、現在パブリック・コメント中の下水道事業経営戦略案では、今後どのような基本方針で具体的な施策を進めていくかというところをお示しさせていただいておるところでございます。老朽化施設の改築更新は、計画的に優先度、緊急度、標準化などを基本に進めてまいりますが、管路延命化やＩＣＴ活用、維持管理手法の最新の技術についても、経営効率化の観点から、導入の可能性については検討してまいりたいと思っております。

最後に、都の維持管理負担金に関する協議でございますが、流域下水道維持管理負担金については、北多摩一号水再生センター及び森ヶ崎水再生センターにおける下水の処理費用として東京都に支出しているところでございます。毎年、東京都から決算等の内容について各市に説明があるんですが、本市としては東京都の経営状況を確認させていただくとともに、さらなる企業努力や市への負担配慮などを今まで求めてきたところでございます。また、維持管理負担金の単価改定について、本年7月28日に東京都より意見照会がございました。回答に当たっては、次期改定時には早期の情報開示と改定負担金の適用まで十分な時間を設けるよう要望しております。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。（「ちょっと補足させてください」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○塩澤雄二下水道課長 どうもありがとうございます。先ほど効率化のところで、答弁の中で、標準化というか、平準化ということで、そこだけ訂正させていただきたいと思います。ここで細かなところで、収入、支出の効率化の面で御答弁させていただきたいと思いますけども、ちょっと細かな話になりますけども、雨水浸透施設等の設置を推進しまして、下水道管に雨水が流入して、特に合流区域で水再生センターで処理することに

なりますので、例えば1立方メートルでも地中に染み込ませることで維持管理負担金の軽減を図ることですとか、例えば資産の整理、活用では、必要となくなった下水道施設の撤去ですとか、その辺のストックを減らしていくですとか、あと他企業に施設を占用させているところが、例えば通信施設なんかございますので、そこで占用料の徴収が今確保できておりまして、その確保ですとか、また新たな占用の考え方もありますけども、また、積立基金の利息の収入の確保、利息で今、運用させていただいておりますけども、その収入の確保ですとか、また、当然なんんですけども、国と都の補助金を活用して、収入、支出の効率化を図ってまいりたいと思っております。さらには、将来の先を見据えた人などの課題を捉えた官民連携事業につきましても検討する必要があると考えております。

いずれにいたしましても、今回、実質値上げのほうが約28年ぶりの値上げになりますので、下水道課として、企業会計として、コスト意識、コストの効率化、縮減とかに関しましては、今回お認めいただいたら、市民の皆さん、事業者の皆様に御負担いただくことになりますので、その辺のコスト意識というのを改めて認識して進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。大室委員。

○大室はじめ委員 御答弁いただきまして、ありがとうございました。財源の用地であつたり経営の効率化の話であつたり、都との交渉の話もお聞かせいただきましたので、分かりました。

2回目の質問になるんですけども、1点目が、将来世代への負担軽減の観点から、今後節水社会の進展や人口減少で使用量が増えない、収入増も見込めないと思います。今回の料金改定が将来世代への過度な負担を避ける上で、どのような役割を果たすのかをお聞かせください。

もう1点、市民への情報提供としまして、広報物等で老朽化の実態や更新費用構造など、どのように伝える予定なのかお聞かせください。

以上お願ひします。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○奥 恵一下水道課長補佐 では、2回目の御質問についてお答えいたします。

まず、料金改定がどのような役割を果たすかというところの御質問でございますが、検討協議会の議論においても、人口、水量の減少に対する対応というところは経営課題として挙げられたところでございます。同協議会からは、今後10年間の下水道事業の収支を試算いたしまして、経費回収率が100%を下回っていく見通しとなったことを受けまして、下水道使用料の改定が必要との答申を頂戴したところでございます。今回の改定については、本市の安定した下水道事業経営を維持するために非常に大切な役割を果たすものと捉えております。

続きまして、市民周知の考え方、予定等といった御質問でございますが、今回の条例改正についてお認めいただいた際には、使用料の改定について、広報紙や市ホームページ等をはじめまして、様々な機会、媒体等を活用し、市民、事業者に向けた説明を行っていきたいと考えております。加えて、施行日が来年の10月ですので、来年の夏頃に周知のチラシを全戸配布することも検討しているところでございます。いずれにしても、丁寧に説明する必要があるものと認識しております。また、その際には、府中市の老朽化状況の実態など、本市の下水道事業が抱える課題等についても併せてお知らせすることで、下水道使用者の皆様とも一緒になって、今後の下水道事業について考えていく機会としていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。大室委員。

○大室はじめ委員 御答弁いただきまして、ありがとうございました。意見として言わせて

いただきたいんですけども、下水道というのが市民生活を支える重要なインフラでして、その安定な維持に確実な財源が必要な状況です。府中市では、東京都の流域下水道負担金の増加、老朽化して更新費の拡大、節水による使用料収入の減少などによって、令和8年度以降の経費回収率が100%下回るといったような見通しになっているとのことです。現行料金のままでは赤字が続いて、事業の継続性が損なわれるというような状況だということをお伺いしました。このままでは、一般財源の負担増や更新投資の遅れによって、老朽化の深刻化や将来世代への過大な負担を招くおそれがあります。受益と負担の公平性やインフラ維持の確実性、世代間の公平性を確保するためにも、料金改定は避けて通れないのかなと認識しております。以上の理由から、本議案は必要かつ妥当な措置であると判断しまして賛成いたします。

以上です。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。野口委員。

○野口なかお委員 ありがとうございます。このようなことが決められるということで、これからとても忙しくなっていくと、今も十分忙しいんだと思いますが、なっていくと思います。本当にありがとうございます。私からは2件伺いたいと思います。

今、最後に、職員のほうからみんなで考えてつくっていくという言葉をいただきまして、本当にありがとうございます。都の値上げというのは、実際は令和8年4月からです。それを府中市では令和8年10月まで実施しないということなんですが、その辺りは負担の理由というか、そこら辺のところを市民にも説明したいので教えていただきたいというのと、あと、知られているか分からぬんですけど、市民からの今のところの問合せというのはあるかないか、その辺を教えてください。お願いします。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○奥 恵一下水道課長補佐 では、順次お答えいたします。

まず、1点目の都の流域維持管理負担金が予定では来年4月からで、本市の下水道使用料の改定、今回議案として出させていただいたのが来年10月から、その半年間の穴埋めといいますか、そこの御質問だと思いますが、ちょうど前回の第3回市議会定例会で御審議いただきました令和6年度の下水道事業会計の決算において、未処分利益剰余金、約3億円を今後のために今備えているものとなっております。なので、半年間でのいわゆる東京都の流域維持管理負担金の増額に対しての足らない部分は、この剰余金等で補填していきたいと考えているところでございます。

2点目の市民からの問合せでございますが、協議会については4月以降、全部で4回行わせていただいたところでございますが、それらを踏まえて、現時点で市民のほうからお問合せ、御質問といったところは現状はないところでございます。ただ、今回の条例改正をお認めいただき、広報紙等で周知した際には、様々な御意見、御質問等が寄せられることは想定しておりますので、そちらについては引き続き丁寧に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。野口委員。

○野口なかお委員 御丁寧な説明ありがとうございます。ということは、大体半年で3億円ぐらい市全体でかかるということですかね。それを負担していくということですね。年間で6億円ぐらいの値上げ分ということですね。ありがとうございます。府中市は様々な理由で、下水道料金というのは、他市なんかよりも安いというのは何度か聞いているんですけども、そういう背景があつての金額があり、今、都から値上げをしてほしいというか、してくれというか、しろというか、そういう勧告があつて、せざるを得ないという状況だと思います。非常に苦しい値上げのことだと思います。

一方、ほかの自治体では、例えば国からの物価高騰に対して重点支援地方交付金、物価高騰支援交付金を、国からの、農水省からのお勧めされたチケットみたいな、何とか券とかということを勧められたけれども、それを拒否して、自治体が自由に使えるお金

ということで下水道料金を無償にするとか、給食費を無償にするということを結構今聞くようになってきましたね。それはやはり、例えばお米券だったら、500円のチケットが440円、60円分が手数料だったり印刷代とか、いろいろなものにかかってしまって、実際に市民に行くのは60円が差引かれた分になってしまうということで、例えば下水道料金を値上げしないとか負担するとか、給食費無償というのはほとんど事業費もかからない、さっきのお米券だと事業の負担がすごく高いというところなんですけれども、今まで取っていたものを見らないということになると事務作業負担も減る、ないということなので、真水で市民が恩恵を受けられるということで自治体の首長が判断しているというところが今結構増えてきているというのをよく聞きます。

そこで府中市では、今後出る交付金、物価高騰対策とか、そういう補助金に対して、何とかチケット、デジタル何とかではなくて、下水道料金を市が負担していくというようなお金の使い方をしていく、していきたいというようなお考えがあれば、1点お聞かせください。すいません。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○奥 恵一下水道課長補佐 お答えいたします。今委員よりおっしゃっていただいた、国のほうでも進めている重点支援地方交付金を活用した下水道使用料の減額、そういうところについては現時点では考えているところはございません。なお、以前、東京都のほうが夏に水道料金を基本料金、4か月無償にしたことがあったかと思います。その際に、各市に東京都から話があったんですが、都の水道料金に合わせて、各市のほうでも下水道料金を無償等にする場合については相談等には乗りますよと。何で相談等に乗りりますよといったところが、26市ほとんどについては、本市もそうなんですが、下水道料金の計算、徴収等を東京都の水道局、水道料金と合わせて一体的にしていただくために委託をお願いしているところがございます。

つまり、今回の議案で出させていただいている下水道料金の見直しもそうなんですが、こちらについては、東京都水道局とも調整した上で進めていく必要がありまして、なお、今回のそもそも下水道料金の見直しについても、システム改修料というところと、改修にかかる作業期間というところが一定程度かかると聞いております。なので、そういう付交付金等を活用してというところが内部で検討が進めば、水道局とも調整が必要なものと思っておりますし、また、国の交付金については様々な考え方が国から示されているところだと思いますので、こちらについては引き続き市が一丸となって、何が一番必要な支援であるかというところを府内の中で検討した上で、各部署が連携しながら進めていくものかと考えているところでございます。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁終わりました。野口委員。

○野口なかお委員 ありがとうございます。先ほど言っていたい、みんなで考えてやっていくと。何が市民に一番いいのかというところも含めて、いろんな課と協議していくということを、今お言葉をいただきまして、ありがとうございます。ふちゅチケ、ふちゅPayなんかは、私は不公平、不平等だということをずっと言い続けていますが、何度も言いますが、市民に真水で、そして職員の事務手数料も少なくてというところで、ワイン・ワインというか、そういうところを目指していってほしいなと思って、最後、質問させていただきました。職員からも言っていたように、何が一番市民にとつていいことなのかというお言葉をいただきましたので、私も少しながら協力させていただきたいので、一緒に考えさせていただければと思います。ありがとうございました。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。稻津委員。

○稻津憲護委員 これまで様々質疑もありましたが、改めて、冒頭の説明の部分からお尋ねをさせていただきたいと思います。今回、下水道使用料の見直しということで案が示されましたけども、これまでの府中市の下水道料金の改定の流れということで、前回は18年前ということでお伺いしまして、じゃあ、その前はどうだったのか、値上げ、値下

げとか、その部分を含めて、いま一度、とにかく府中市は全国で一番下水道料金が安いんだということを僕も自慢げにほかの市の方にも言っていたところもあったものですから、そういった府中市、料金改定の流れというのを御説明いただきたいなというのが一つ。

そして今回、経費回収率が100%を上回ったということが協議会のほうで示されたということですけど、今回示されたこの議案の中で、これによると、見込みとして経費回収率はどのぐらい、100何%になるとかという見込みを数字で教えていただけないかなというのが一つ。

最後に、今回の下水道見直しによる前と後の府中市の東京都内での順位、この部分について、どんな状況になるのかというのを御説明いただきたいと思います。

以上3点お願ひします。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○奥 恵一下水道課長補佐 では、順次お答えいたします。

まず、本市の下水道使用料の今までの流れ、今までの改定の経緯でございますが、最初に、昭和48年に下水道使用料というところを制定させていただきまして、今までに6回改定をしております。今委員御指摘のとおり、直近は平成17年7月に、このときは値下げをしているところでございます。値上げについては、その前は平成10年6月でございますので、値上げとしては約28年ぶりというところでございます。

続きまして、経費回収率の見込みでございますが、経費回収率が100%を下回っていくという見通しになりましたので、100%から経費回収率は、本年、令和7年度時点でも100をちょっと下回る見込みで今現状おりまして、これが今後10年間の収支の試算をしたところですが、だんだん下がっていって、令和17年には80%ちょっとというところまで、今100%前後で令和6年度、令和7年度だったんですが、使用料改定をしなければですが、それが20%ぐらい10年後には下がるというところで見込んだところでございます。

最後に、都内での順位というところでございますが、様々な流量でカテゴリーはあるんですが、一般的に3人世帯であれば月20立方メートル使用するというところが一般的な指標で、国等もそういったところでの公表等もしていますので、そちらのほうでお答えさせていただければと思います。現状、府中市については908円というところで、26市のほうでは一番安い形になっております。これが改定をさせていただきますと、1か月20立方メートル使用した場合、税込みで1,069円になりまして、福生が1,056円ですので、26市の中では2番目に安いといいますか、2番目の順位になる形でございます。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 どうぞ。

○塩澤雄二下水道課長 ちょっとだけ補足。先ほどの経費回収率のところでございますけども、このまま何もしないでいくと100%を切ってしまうんですけども、今回料金をお認めいただけましたら、今後10年間、100%以上はずっと維持していくということで、それをもって改定させております。補足ですいません。

○奈良崎久和委員長 答弁終わりました。稻津委員。

○稻津憲護委員 御答弁それぞれいただきまして、ありがとうございます。今、この下水道の部分、上水道とともに本当に市民一人一人の生活と暮らしには欠かせないインフラの一つでもあって、それを、さきの埼玉県の陥没事故もあったようなケースというのもどうしても避けなくちゃいけない。そのためにも、こちらのメンテナンス、そしてインフラ整備を進めるためにも、これはどうしても必要だということは私たちも重々分かっております。そうした中で、府中市としてもこれまで取り組んで、なるべく安価にやってきたという、これまでの姿勢というのも今のお答えで見えたところでもあります。今回改定、見直しの案によると、一応推定では府中市、これまでトップだったんですけども、今回福生に抜かれるということですが、ただ、それでもまだ全国的にも安い水準を維持しているということは今の答弁でも分かりました。

この部分ってある意味、これは福生の地域特殊性も確かにあると思うんですね。あそこは横田基地がありますから、その部分でちょっと相殺できるような地理的な条件というのもあるんでしょうけども、府中市として今できること、そして、下水道のほうに今まで一般会計からの繰入れ、特別会計の繰入れというのもやっていましたし、そのバックにはやはり、市の財政を本当にしっかりとやってきた市の姿勢というのがあって今に至っているというのは、本当に私たちも高く評価しておりますし、今後もぜひとも、こういった見直しということは行われますけども、鋭意これからも効率的に、また市民への安全・安心のインフラ整備をこれからも行っていただくように望むのと同時に、あと最後、市民への説明については、広報や様々なメディアの媒体を使って説明されるということですけれども、特段説明会的なことというのは考えているかどうか、そのところだけお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○奥 恵一下水道課長補佐 2回目の御質問について答弁させていただきます。今回の改定に当たっての市民説明会でございますが、現地で何かというところはございませんが、やはり丁寧に説明させていただく必要があるというところはありますので、他市の状況であったり、本市の中でも様々な、例えば、ほかにも料金、保険料とかそういったものとかで、説明会の実績等も踏まえまして、できる限り前向きに改正については検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁終わりました。稻津委員。

○稻津憲護委員 3回目なので、今御答弁をいただきまして、これからも丁寧にやっていくというお話をしたので、下水道料金、金額云々の部分と、今、物価上昇で大変な思いをされている、ある意味、生活保護を受けられている方も同様に適用される部分でもありますので、その部分を社会として支え合いながらやっていかなくちゃいけないという意味では、見直し、痛いのは確かにんですけど、やはり私たちの暮らしには欠かせない部分でもありますので、ぜひ引き続き今後、この見直しが決まった後、市民への説明に対しては丁寧にやっていただくことをお願いして、この議案には賛成の意を表します。ありがとうございました。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 ございませんかね。それでは、御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 御異議なしと認め、第90号議案は可決すべきものと決定いたしました。

2 第104号議案 府中駅南口市営駐車場における指定管理者の指定について

○奈良崎久和委員長 次に、付議事件2、第104号議案 府中駅南口市営駐車場における指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、担当者から御説明をお願いします。どうぞ。

○田代修一地域安全対策課長 ただいま議題となりました第104号議案 府中駅南口市営駐車場における指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、システムの2ページを御覧ください。本件は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定するものでございます。

1の「公の施設の名称及び所在地」でございますが、名称は府中駅南口市営駐車場、所在地は府中市宮町1丁目41番地でございます。2の「指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地」でございますが、名称は株式会社府中駐車場管理公社、所在地は府中市府中町1丁目14番地の1でございます。最後に3の「指定の期間」は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようよろしくお願ひいたします。

○奈良崎久和委員長 説明が終わりました。これより質疑・意見を求めます。大室委員。

○大室はじめ委員 御説明ありがとうございました。1回目の質問としまして、これまで運営されている指定管理者の成果はどのようなものがあったのか、また、現状の課題はどのようなものがあるのか、お聞かせください。お願いします。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○田代修一地域安全対策課長 現在まで運営している株式会社府中駐車場管理公社のこれまでの成果及び課題につきまして、お答えいたします。成果につきましては、設立から30年間、大きな事故もなく運営を継続していることや、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う行動制限などの厳しい状況を乗り越えてまいりました。

主な取組といたしまして、インターネット予約の開始、電子マネー決済の充実や月ぎめ定期利用の普及、分かりやすい場内誘導サインの設置など、安全で快適な利用しやすい駐車場づくりのために、利用の増加につながる取組を実施していることでございます。また、株の配当につきましては、これまで2億4,837万円が市の収入になっており、一般財源として活用されています。市民の皆様に還元していることなど、成果として捉えております。

次に、課題といたしましては、有人管理の強みを生かしながら、人と車に優しい駐車場を目指しまして、安全で快適な駐車場づくりを今後も継続的に推進していくことが必要だと感じております。また、老朽化してきている施設でございますので、設備、機器の修繕や更新を計画的かつ適正に行うこと、さらには現在、割引サービスを行っている店舗が60店舗以上となっておりますが、今後も店舗数の拡大やサービスの仕組みの検討に努めていく必要があると捉えております。

以上です。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。大室委員。

○大室はじめ委員 成果や課題といった点につきまして御答弁いただきまして、ありがとうございます。2回目の質問ですけれども、市は指定管理期間中、公社の運営状況をどのような基準で評価し、改善を促す仕組みをどのように運用していくのかをお聞かせください。お願いします。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○田代修一地域安全対策課長 それでは、お答えいたします。毎年6月議会において、地方自治法の規定により、経営状況報告を議会の皆様にさせていただいているところでございます。そこで了承を得ているという状況でございます。また、府中市の公の施設における指定管理者制度に関する運用指針にのっとり、指定管理者の自己評価及び利用者のアンケートや事業報告に基づきモニタリングを実施しているところでございます。これにより、協定内容の履行確認や質の高いサービスの提供へつなげるとともに、改善・指摘事項がある場合には、指定管理者に対し、以降の管理運営に反映し、継続的な改善を求めていくこととしているところでございます。

以上です。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。大室委員。

○大室はじめ委員 御答弁いただきまして、ありがとうございます。以下、意見としてさせていただきたいんですけども、府中駅の南口の市営駐車場につきましては、商業施設内に位置しております、商業施設にとって駐車場というのは単なるコストではな

くて、来店動線の確保や利便性の向上、顧客の誘引を支える重要な要素を占めています。駐車場を適切に整備、運営するというのは、結果として施設全体の付加価値を高めることにつながる考えます。ですので、駐車場を安定財源の確保の手段とみなすだけではなく、商業施設の利用促進のための仕組みとして捉え直すことで、収益の安定化や地域の活性化に寄与する可能性があると考えます。

また、御答弁にもあったように、現在の割引サービスにおける店舗の負担というのは課題があるという話でしたので、今後は商業施設の空洞化の防止や地域のにぎわいの維持といったまちづくりの視点を踏まえて、関係者の間で検討をさらに進めていただくことをお願いします、本議案については賛成いたします。

以上です。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 よろしいですか。それでは、御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 御異議なしと認め、第104号議案は可決すべきものと決定いたしました。

3 第105号議案 府中市役所市営駐車場における指定管理者の指定について

○奈良崎久和委員長 次に付議事件3、第105号議案 府中市役所市営駐車場における指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、担当者から説明を求めます。どうぞ。

○田代修一地域安全対策課長 ただいま議題となりました第105号議案 府中市役所市営駐車場における指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、システム2ページを御覧ください。

本件は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定するものでございます。1の「公の施設の名称及び所在地」でございますが、名称は府中市役所市営駐車場、所在地は府中市宮西町2丁目24番地でございます。2の「指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地」でございますが、名称は株式会社府中駐車場管理公社、所在地は府中市府中町1丁目14番地の1でございます。最後に3の「指定の期間」は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○奈良崎久和委員長 説明が終わりました。これより質疑・意見を求めます。大室委員。

○大室はじめ委員 御説明ありがとうございました。2点ほど質問をさせてください。

まず1点目が、一体的管理による効果についてですが、既存駐車場と新設される市役所の駐車場、府中駐車場管理公社が一体的に管理することで生じる運営効率化や利用者サービス向上の効果をお聞かせください。

2点目ですが、市役所の利用者の利便性の確保についてですが、市役所の利用者が利用しやすくなるよう、無料時間や誘導案内、混雑時の対応などの運用方針はどのように設計しているのかをお聞かせください。

以上お願いします。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○田代修一地域安全対策課長 それでは、2点の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、一体的管理による効果についてでございますが、令和8年9月に供用開始が予定されている府中市役所市営駐車場と府中駅南口市営駐車場を単体ではなく、同様の施設を一体的に管理運営することで、来庁者の利便性の向上とさらなる中心市街地の活性化に寄与することなど、どちらの施設を利用しても同様のサービスを受けられる相互利用を可能にするものでございます。

次に、二つ目の市役所利用者の利便性確保についてでございますが、来庁者の対応といたしましては、これまでの利用時間を踏まえますと、93%の方が2時間以内に手続などを完了されているということでございます。公共交通機関を利用する方との公平性の観点も踏まえ、一定の上限を設定した上で市が負担し、軽減することを検討しております。また、市が主催する会議に出席される方につきましては、会議に要する時間に応じて市が負担するということを検討しております。

なお、誘導案内や混雑時などの運用面の方針につきましては、本件が了承いただけましたら、指定管理者と具体的な協議を進めるとともに、府中駅南口市営駐車場との相互利用のメリットを生かし、利用者がスムーズに駐車場を利用できるよう、関係課と連携し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。大室委員。

○大室はじめ委員 御答弁いただきまして、ありがとうございました。2回目の質問になりますけれども、新設の市役所駐車場の料金設定について、市民サービスとしての公平性と周辺地域の駐車場相場とのバランスをどのように図るのか、お聞かせください。お願いします。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○田代修一地域安全対策課長 それでは、料金体系の考え方についてお答えさせていただきます。料金設定につきましては、市営駐車場として位置づけ、府中駅南口市営駐車場と一体的な管理運営を進めてまいりますので、同じ料金体系とすることを想定しているところでございます。また、バイクにつきましては、市営駐車場のみ設定することとなりますので、こちらにつきましては、府中駅周辺の相場を踏まえて指定管理者が設定するものと考えております。市民サービスの公平性につきましては、市役所駐車場は、来庁者だけでなく、一般利用者の方も使用できる駐車場として運営することでございますので、公共交通機関を利用される方と公平性の観点などを踏まえ、利用者の負担の軽減については上限を設けるなど、利用実態に応じた設定をする必要性について関係課と連携し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。大室委員。

○大室はじめ委員 御答弁ありがとうございました。以下意見になりますけれども、府中市の駐車場管理公社は、これまで市営駐車場の運営において、地域事情への理解と安定した管理実績を積み重ねてきたわけですけれども、今回、既存の駐車場に加えて、新たに整備される市役所駐車場の管理も一体的に任せることとが、利用者サービスの統一や運営コストの効率化、そして市役所来庁者の利便性向上につながると考えています。特に市役所駐車場は、多くの市民が行政サービスを利用する際に必ず通る行政サービスの一部であり、ノウハウを蓄積している公社が管理を担うことには大きなメリットがあると考えます。また、一体管理によって、市民サービスの質を総合的に高めることができかと思います。

一方で、サービスの向上と透明性確保のためには、市が公社を適切に評価して、データ活用や体制強化の取組を継続的に促すことが求められると思います。先ほどの答弁にてその点を確認しましたので、今回の指定管理は妥当であり、市民サービス向上には資すると考え、賛成いたします。

以上です。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。稻津委員。

○稻津憲護委員 御説明ありがとうございます。地下駐車場の件ということで御説明いただきました。この案については、私ども市民フォーラムとしては賛成するところでございますけれども、ただ1点、意見として、先ほどの質疑もありましたけど、やはり利用者に対する配慮等も含めてしっかりと、その部分は公社に委託するという形ではありますけれども、市としても施設管理の一環として、そういう市民へのサービスの部分は迅速に対応できるように体制を整えていくことを要望いたしまして、この案件については賛成をいたします。

以上です。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 ほかに御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 御異議なしと認め、第105号議案は可決すべきものと決定いたしました。

4 陳情第11号 ゲノム編集食品の表示の義務化を国に求める意見書の提出を求める陳情

○奈良崎久和委員長 次に、付議事件4、陳情第11号 ゲノム編集食品の表示の義務化を国に求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

陳情の朗読をお願いいたします。どうぞ。

○二村善久議事課長 陳情人住所氏名は、府中市四谷3-41-20、堤 優美子さん。件名は、ゲノム編集食品の表示の義務化を国に求める意見書の提出を求める陳情。

1、趣旨及び理由。現在、ゲノム編集技術を利用した食品（トマト、マダイ、フグ、ヒラメ等）が市場に流通していますが、外来遺伝子を含まないという理由から表示義務がなく、消費者は知らないうちに購入・摂取してしまう可能性があります。これは、食品選択の基本である「知る権利」「選ぶ権利」を著しく制限するものです。消費者基本法の「基本理念（第2条）」には、消費者に対して必要な情報が提供され、消費者の自主的かつ合理的な選択を行う機会が確保されるべきであると定められています。また、「国の責務（第3条）」として、第2条の基本理念にのっとり消費者政策を推進することが国の責務と明記されています。しかし、ゲノム編集食品の非表示制度は、これらの理念を実質的に損なう現状となっています。

新技术であるゲノム編集は評価が定まらない部分が多く、商品が増加する中で、透明性と情報提供の体制を整えることは急務です。こうした問題意識は全国的にも共有されており、これまでに岐阜県、北海道、東京都、千葉県、奈良県、埼玉県、福岡県、静岡県、島根県、山口県、兵庫県、長野県、岩手県など、複数の都道府県が、ゲノム編集食品の「表示義務化」や「情報提供の在り方の見直し」を国に求める意見書を提出しています。これは、消費者の権利を守るために施策が急速に求められていることを示すものです。

食は生命と健康に直結する分野であり、消費者が何を選んで食べるかを主体的に判断できる環境づくりは極めて重要です。府中市においても、市民の安心と権利を守る立場から、国に対し制度の改善を求める必要があります。

以上の理由により、府中市議会におかれましては、国に対し、ゲノム編集食品の表示義務化を国に求める意見書を提出していただきたい、ここに陳情いたします。

2、要望事項。府中市議会として、国に対し、ゲノム編集食品の表示義務化を求める

意見書を提出していただきたい。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 陳情を提出された方がお見えになっておりますが、補足説明についてはいかがいたしましょうか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 それでは、陳情を提出された方からの補足説明をお受けしたいと思いますので、委員会を休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時27分 再開

○奈良崎久和委員長 それでは、建設環境委員会を再開いたします。

これより質疑・意見を求めます。野口委員。

○野口なかお委員 ありがとうございます。私も、数年前からこのゲノムというのを知っていました。そして、恐ろしいものもあるなということを感じていました。それが、今では既にもうたくさん市場に出回ってしまっているということですね。この件に関しては私としては、予防原則ということが非常にポイントになるのかなと思うんですけども、環境や人の健康に重大かつ不可逆的な悪影響を与える可能性があるものの、科学的な因果関係が十分に証明されていない場合でも、安全が確認されるまで待つではなく、将来の被害を防ぐために先回りして予防的な措置を講じるべきという考え方が予防原則ですね。国がこれを推し進めてきたわけですが、自治体でそれをある意味ブレーキというか、意見を言えるという立場であると思うので、ここはぜひ自治体で検討、そして意見書を出していただきたいと私は強く思っています。

私も30代で体調を崩しまして、医療とか食べ物とか、そういったことに非常に気をつけるようになりました。食べ物というのは当然、体を毎日つくるものですから、とても重要で、ましてや小さいお子さんは体が小さいので、大人と同じものを食べても、余計影響は大きいわけです。私はいろいろ調べたので、より食べ物を選ぶことができますよね。大人なので選択できます。けれども、調べずに市場に出回っているものを疑いなく食べる方というのもたくさんいらっしゃると思いますし、子供なんていうのはそれの最たるものだと思います。

そのように、選択できるというのはすごく大事で、自分の体を心配している人はちゃんと商品の裏を見て、これは体にいいか悪いかというのは判断して置いたり買ったりすることができますので、陳情にある、買う人がちゃんと選べるように表示を義務化、非表示にしないで表示の義務化を求める意見書をぜひ国に提出していただきたいと思います。この委員会を飛び越えて、ぜひ全議員で審議できるところまで持っていっていただきたいと願います。この陳情に対しては賛成の立場です。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。大室委員。

○大室はじめ委員 ありがとうございます。当該の陳情につきまして、3点ほど意見を述べさせていただきます。

第1に、消費者基本法ですけれども、科学的根拠に基づく施策を求めていますが、対象となる、今回のSDN1型ゲノム編集食品については、食品安全委員会が、自然界の変異と区別できず、追加的な安全性の懸念は認められないと評価しており、安全性を理由とした義務表示の必要性は低いという点が挙げられます。

第2に、SDN1型は最終産物から識別できる検査法がなく、行政は監視できず、事業者も証明できないため、義務表示制度として実効性が確保できないという点が挙げられます。

第3に、国は義務表示は行わず、届出制度と自主的表示で対応するとしており、この制度によって事業者は科学的情報を提供でき、消費者の選択にも一定の配慮がなされている点がございます。

以上の点がありますので、本陳情は不採択が適当と考えます。ですが、なお市民の

方々が感じる不安については、お気持ちはよく分かります。市民の不安は情報不足によるギャップから生じている面もあるかと思いますので、適切なタイミングで科学的な事実に基づいた消費者の理解が深まる情報発信を市から行っていただくことを期待します。

以上です。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。稻津委員。

○稻津憲護委員 今、陳情の補足説明もいただいて、大室委員からは幾つか懸念の点を述べていたところはありますけれども、確かに技術的な部分とかで、法的にどう組み込んでいくかというのが追ついていないというところは現状、国のほうでもそういう状況であるということは理解はいたしますが、ただ、陳情の方がおっしゃっている点として、自治体議会が、知る権利の部分を含めたこの陳情を逆に不採択にしたということになると、それはある意味、知る権利の部分というのを自ら放棄するような形にもなりかねないというような思いも一方であるんですよ。そういう意味では、確かに技術的に、法的にどうカバーしていくかというのはまだ明らかになってない部分もありますけれども、ただ、やはり消費者、これは全ての国民が対象になりますから、そういうた消費の方方が一人でも安心になれるような社会をつくっていくということは、これは私たちの一自治体議員の、議会としても責任を持っているとも判断しますし、これから国のほうへの要望書ですから、ぜひ声を府中市から上げて、国に働きかけを行っていくことが今一番大切と思っておりますので、この陳情は採択を主張いたします。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。福田委員。

○福田千夏委員 質問はございません。意見だけ述べさせていただきたいと思っております。今回の陳情におきまして、ゲノム編集の食品表示の義務化を求める陳情でございますが、ゲノム編集に関しましては、先端的な生命科学技術の編集でございますけれども、病気の治療法や作物の品種改良など多くの可能性は秘めているものでございます。その執行には、実は倫理的とか社会的な課題が伴うために、現実問題、賛否両論が存在をしている現状であります。

食の安全性や選択の自由、知る権利、先ほど陳情者の方もおっしゃっておられましたが、このような消費者の関心というのは、食品によるおけるアレルギー表示と通じるところがありまして、日常生活に関わる本当に切実な問題であります。ゲノム編集食品に対しても同じように、どのようにつくられたかを知った上で選択をしたいというニーズがあるのは、ごくごく自然なことだと思います。

しかし一方で、ゲノム編集食品を使ったたら必ず表示すべきだとは一概には言えず、全ての新しい技術を一律に不安と結びつけたり、特別なラベルで区別することが本当に消費者の利益になるとは限らないと思います。例えば、既に日常的に使われている品種改良の多くも、ゲノムに何らかの変化を加えた結果であって、その境界は明確ではありません。ゲノム編集技術の応用食品のうちに、安全性の審査の現状としては、ゲノム編集の技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するというのが今とても難しい状況で、科学的知見では困難とされていることから、罰則を伴う表示の義務づけが難しいというのが現状の国の見解でございます。

陳情文にもありますように、新技術でもあるゲノム編集は評価が定まらない部分も多くとございましたが、本当にそのとおりで、単に表示義務の賛成、反対という二元論では解決ができない問題であると考えております。表示について絶対的に反対を唱えるものではないのですが、今後の技術の進展や社会の動向を踏まえて、表示の在り方そのものを見直していくための議論が広く行われることが必要であると私どもは思っておりますので、今回の陳情の要望事項であるゲノム編集食品の表示義務化を求めるというこの趣旨には賛同ができませんので、よって、公明府中の会派としては不採択を主張させていただきます。

以上です。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 ないですかね。それでは、採択に御異議がございますので、挙手により採決をいたします。

本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○奈良崎久和委員長 今、挙げられる人としては半数になるかと思うんですが、念のため、お諮りいたします。

本件を不採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○奈良崎久和委員長 ただいま採決の結果、可否同数であります。よって、委員長は、委員会条例第16条第1項の規定により不採択と裁決いたします。